

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「我が社の事業は人類の健康と心の豊かさに奉仕いたします。」(グループ企業である株式会社大庄の企業理念)という企業理念のもと、営業基盤の拡充、収益力の強化を通じ企業価値を高め、株主、顧客、取引先をはじめとしたステークホルダーの信頼を得て、持続的な発展をとげることを経営の目的としており、単なる法令遵守としてのコンプライアンスにとどまらず、より高い企業理念に基づいた「内部統制システムの構築」、「経営環境の変化への迅速な対応」、「経営の透明性の確保」、「経営監視機能の充実」、「コンプライアンスの重視」の5項目をコーポレート・ガバナンスの重要課題として掲げ、その実現に取り組むことが、社会的責任を果たすことに繋がると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤 榮治	1,009,400	23.20
有限会社群青	954,800	21.94
佐藤 京子	349,500	8.03
株式会社大庄	126,360	2.90
株式会社小室商店	81,120	1.86
株式会社埼玉りそな銀行	50,000	1.15
かんなん丸従業員持株会	46,856	1.08
株式会社武蔵野銀行	40,000	0.92
サントリー酒類株式会社	34,320	0.79
住友生命保険相互会社	33,000	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	佐藤 榮治
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	6月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、創業者であり代表取締役社長である佐藤榮治、及びその配偶者、並びに二親等内の親族が議決権の過半数を所有する会社が、当社議決権総数の半数を所有する支配株主となっておりますが、少数株主保護のため以下の施策を実施しております。

重要事項の決定については、「取締役会規程」に基づき取締役会において多面的な検討、審議を行うとともに、経営判断の独立性を確保し、牽制機能を働かせる体制としております。

また、内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、支配株主との取引は、他取引先と同様の基本契約、市場価格によっており、適正取引を確保する旨を取締役会で決議しております。監査役は、会計監査人及び内部監査部門である内部監査室と緊密な連携を保ち、内部統制システムの状況について説明・報告を受けるなど監視・検証を行い、その有効性を評価しております。

当社は、このような体制の下で、支配株主のみならず広く株主全般の利益の確保に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

イ. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人であるアスカ監査法人と定期的及び必要の都度、情報交換及び意見交換を実施するなど、会計上や業務上の課題等に関して、連携しながら監査を行い、内部統制の充実に努めております。

ロ. 監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、社長直轄の内部監査部門として内部監査室(1名)を設置しており、監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果は速やかに代表取締役へ報告され、代表取締役承認の下、関係部署に説明、指導し不備事項の改善に役立てております。

監査役との連携につきましては、代表取締役へ報告する前段階において内容及び改善案の検討を協議し、改善後において改善状況の確認及び更なる改善を要する場合には適宜協議を行っております。

また、コンプライアンスにおきましても、状況に応じてコンプライアンス委員会の招集を行い、その結果を監査役へ報告し協議を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
羽根川 敏文	他の会社の出身者													
武田 明子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
羽根川 敏文		同氏は当社の顧問税理士事務所の所長であります。	羽根川敏文氏は、当社の顧問税理士事務所の所長であり、また、他の上場会社の非常勤監査役としての経験もあり、会社財務・税務に精通しており、会社経営に関し十分な見識を有しておられることから、選任致しました。なお、当社と羽根川敏文氏との間には、税理士顧問契約の取引関係があります。
武田 明子			武田明子氏は、弁護士として、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知見ならびに経営に関する高い見識を有していることから選任致しました。 また同氏は、現在及び過去において一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考え、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成12年9月27日開催の第21期定時株主総会において特別決議されており、取締役3名に対して新株予約権を割当てております。なお、直前事業年度末における新株予約権の数は、権利付与者の権利行使による減によりありません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、平成12年9月27日開催の第21期定時株主総会において特別決議されており、取締役3名のほかに当社従業員82名に対して新株予約権143個(1個=1,000株)を割当てております。なお、直前事業年度末における新株予約権の数は、権利付与者の権利行使による減によりありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、個人別報酬額を役位に対応して取締役会で決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

本社管理部が取締役会事務局として、社外役員への情報の伝達は、その都度行っております。

また、取締役会の開催に際しての事前説明は資料の事前配布や事前説明等により行っており、社外役員も含め円滑な取締役会運営等の業務を行っておりますが、社外役員を補佐する担当セクションあるいは担当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、6名で構成されており、原則として月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令・定款、株主総会決議、取締役会規程、経営理念等に定めた経営の基本的方向性や行動規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。取締役及び従業員は、取締役会が決定した役割と職務範囲において、法令・定款、取締役会決議、社内規程に従い、当社の職務を執行しております。さらに営業部会議を毎週開催し、幅広く現場の状況や意見を聴取し反映させる方式を採用しております。

また、代表取締役直轄の内部監査部門として内部監査室(1名)を設置しており、監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果は速やかに代表取締役へ報告され、代表取締役承認の下、関係部署に説明・指導し不備事項の改善に役立てております。これらの内部監査に係る状況につきましては、監査役に報告し情報の共有を図っております。

平成22年9月24日開催の定時株主総会で定款の一部変更として決議され、設置しました監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名により構成されております。

各監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査室と相互に連携し、各店舗の定期調査等を通じ、取締役の業務執行の監査を行っております。

会計監査人につきましては、当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、同法第326条第2項に基づく会計監査人としてアスカ監査法人を選任しております。また、同監査法人による金融商品取引法監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、会社法が定めている要件(監査役が3名以上でそのうちの過半数が社外監査役でなければならない)に対し3名の監査役(うち社外監査役2名)を配しております。

当社の取締役会の開催、運営及び取締役の業務執行について、上記のとおり十分に経営の監視機能を果たしうる体制にあることから、委員会設置会社を選択せず、監査役会設置会社を選択しているものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下の内部統制システムの基本方針を平成20年11月10日開催の取締役会で決議し、これらを通じて、法令諸規則の遵守、営業活動が適正に行われるよう内部統制の徹底を図っております。

また、コーポレート・ガバナンスの徹底が求められている現状に鑑み、内部統制システムの整備を更に進めていく所存であります。

1. 基本ポリシー

当社の社是「お客様のわざわざに感謝申し上げ、わざわざを以ってお応えする」にすべてが包含されている。

わざわざお越し頂いたお客様に対し、誠心誠意のおもてなしと、創意工夫をもって応える。

また、居酒屋を経営するにあたって根底にあるものは、お客様に歓迎される店舗であることが第一となる。

そのためには、法令順守 (compliance) を大切にしていかなければならない。

また、株主に対する「わざわざを以ってお応えする」ということは、財務報告を健全に誠実に対応し正しい財務報告を開示することが第一義となる。

また、その財務報告に至る道程においても同じことがいえ、業務を健全に誠実に実践していくことが健全な財務報告を作成することにつながっている。

2. 監査体制

(1) 基本ポリシーを補完するためにも取締役会及び監査役には、すべての過程においての監査可能な機能を持たせる。

(2) 実務レベルでは財務報告プロセス及び内部統制システムに関して、管理部経理担当に経理のエキスパートを配し経理処理に対応する。

(3) 内部統制システムについては内部統制担当と内部監査担当を配しこれにあたる。

以上の項目に対応するためにも透明性のある組織構造の構築を行い、権限・職責についても、明確な制度の導入を勧告し、古くからの慣行に流されることなく、より良い方策や施策に取り組むこととする。

3. リスク管理

財務報告に重大な影響を与えるリスクに関しては、内部要因、外部要因、不正から派生する要因があるが、以下の対応を行うこととする。

また、リスクの評価及び、対処に関しては最終的に取締役会で取扱い対処することで全社的な意識の統一を図る。独立的評価として、内部監査担当を置き店舗監査の実施を行う。

(1) 内部要因によるリスク

営業成績に対する目標達成を阻害する要因で、内部的な要因については報告・連絡・相談の徹底を図り、月1回実施の店長会議、調理長会議、週1回行われている営業部会議を有効に活用し、早めのリスク発見・対処を行うことを目指す。

(2) 外的要因に関しては全社をあげて情報収集、検討、対処に至るまでに対応する。

(3) 不正から派生する要因に関しては、過去の経験を鑑み、その不正の発生した表面的な事実だけでなく、不正を犯すに至る動機、原因、背景等を踏まえ環境を改善して行くとともに、リスク発生箇所を特定し、日々のチェック・モニタリングを含め、不正の発生しにくい環境づくりを目指す。

実際の運用状況については、内部牽制を有効に活用させ、監視環境を形作り不正の発生しにくい環境にすることと、併せて、記録の継続・保持及び、適宜の実地検査・棚おろしを実施し状況を的確に把握する。

実務的には、毎日の日報及び、伝票チェックから売上入金チェックを実施し、イレギュラーに対し速やかな対応を行う。また、即時入金確認ができる仕組みへ切替を順次進めていく。

在庫については、毎月の棚おろしを実施し帳簿記帳と実際数量との照合を行う。

4. 組織体制整備

(1) 組織体制

組織間の断絶をなくすことを目標としスムーズな意思の伝達が可能な組織運営を行う。

また、各組織の責任者には職務の分掌を明確にし、権限及び職責を付与し関連な組織運用の一翼を担わせ経営レベルでの意識を持つことにより、経営方針の変更などにも迅速に察知し、経営者から組織へと意志の伝達が素早く行われ、柔軟に対応できる組織作りを目指す。

(2) 必要な情報が適切な部署又は担当者に速やかに伝わるように社内システム (情報の流れ及び、その伝達手法) を確立し、確実に運用を行う。特に情報の流れはトップダウン・ボトムアップに係わらず、情報流通のルートを明確にする。

そのことにより停滞及び、跳躍等をなくし、その情報に係る要員に滞りなく適時に情報が伝達されるシステムを構築する。

会計情報については、会社の経済活動を適切に認識、測定するために会計情報を適時かつ適切に経営者に報告することとする。

5. ITへの対応

店舗にはPOSレジを導入し、ストアコントローラ及び、株式会社大庄にて運用されている売上管理システムを使用することにより、仕入、営業、勤怠等を適切に管理し、本社管理部においても売上管理システムを通じ、店舗と同じ情報を共有し管理に当たる。

また、この売上管理システムより、会計データ及び、勤怠、人事データを抽出し、各々のシステムへの展開を行う。

各々のシステムにはアクセス権の設定を行い、システム内のデータ管理を適切に行う。

また、アクセス権についても適時、適切に見直しを図り、慣例的な運用がなされないように傾注する。

今後は、よりの確かな財務報告が素早くできるよう現況システムの練度を上げていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、必要に応じて、外部専門機関 (顧問弁護士、警察等) と連携することで、これら反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としております。

2. 体制の整備

当社は、社長自らが取締役会や社内会議等において、反社会的勢力・団体との隔絶を宣言しております。

社内的には、反社会的勢力・団体との関係の遮断を会議確認事項の議事録を全店共有することで、全社員に対し会社の意思を表明するとともに、コンプライアンス委員会が役員、部次長、社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、全社レベルで浸透させております。

今後につきましては、引き続き、コンプライアンス委員会において、反社会的勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、反社会的勢力・団体との関係を遮断する確固たる体制構築に向けて検討を行い、全社展開をしてゆく所存であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図

